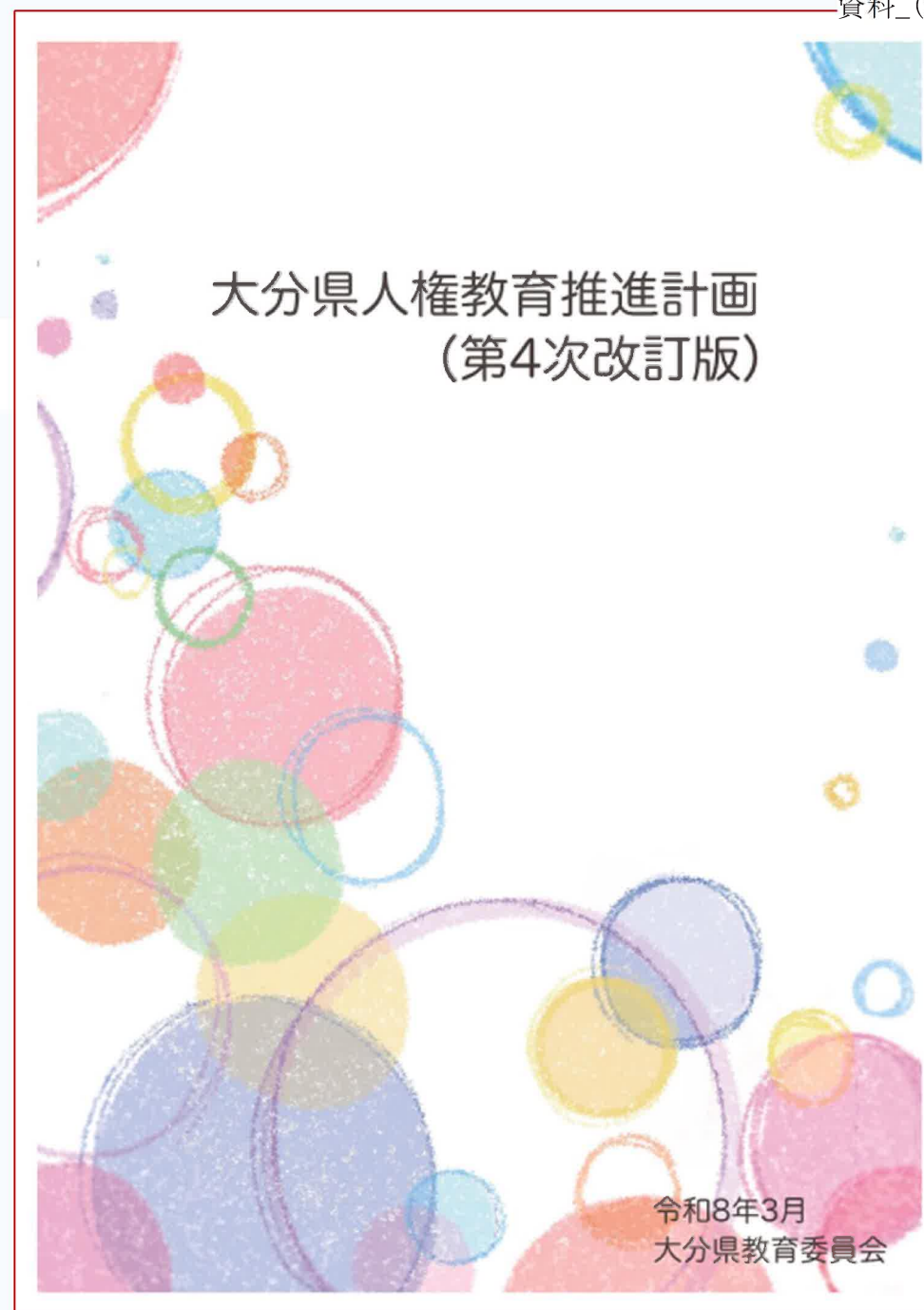


大分県 人権教育 推進計画 (第4次改訂)

概要版

令和8年3月改訂(予定)
大分県教育委員会



事務局:大分県教育庁 人権教育・部落差別解消推進課

「大分県人権教育推進計画」について

1_役割

- 学校教育及び社会教育における人権教育の具体的な展開を示すもの。
- 近年、生起又は顕在化した人権課題や技術革新、そして国際的な人権基準の動向を踏まえ、人権教育をより実効性のあるものとして推進するためのもの。

2_性格

- 2005年 大分県人権教育基本方針
- 2006年 大分県人権教育推進計画 策定(第1次)
- 2015年 大分県人権教育推進計画 改訂(第2次)
- 2021年 大分県人権教育推進計画 改訂(第3次)



県民が互いの人権を尊重しながら、安心して暮らす社会の実現
1998年「人権教育のための国連10年」大分行動計画 策定
2005年「人権教育基本方針」

●2026年 大分県人権教育推進計画(第4次) 改訂

※概ね5年間(R8~R12)
を見通した計画

人権施策の総合的推進方針

教育部門の実施計画

大分県人権尊重施策基本方針
(第4次)

第2章人権尊重施策の総合的な推進
1 人権啓発・教育の推進

大分県長期教育計画
「教育県大分」創造プラン2025

基本目標1-2②「人権教育の推進」
基本目標5-1③「人権意識を高める
学びの推進」

は、人権教育に
関わる部分を
抜粋しています。

『大分県長期総合計画』

(安心・元気・未来創造ビジョン)2024~新しいおおいたの共創)

「安心」分野⑥「多様性を認め、互いに支え合う社会の構築」

「未来創造」分野⑤「変化の激しい社会を生き抜く力と意欲を育む
「教育県大分」の創造

「大分県人権教育推進計画」の策定(改訂)について

1_策定(改訂)の概要

- (1)社会情勢の変化や人権課題の多様化に対応するため、県の諸計画等の改定に合わせ計画を見直し
 (2)**【社会的背景と新たな課題】**を踏まえ、その達成のための**【めざす姿】****【主な取組】****【目標指標】**に整理

2_項目

【現行】第3次(令和3年度)改訂版



第Ⅰ章 はじめに

- 1 推進計画改訂の経緯・目的
- 2 人権及び人権教育について
- 3 人権教育をめぐる国内外の動き
- 4 大分県のこれまでの人権教育の取組

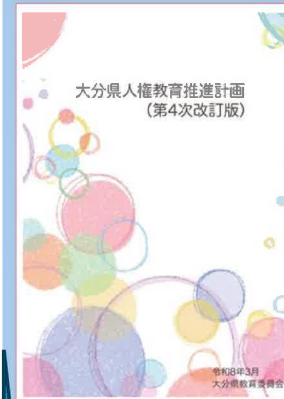
第Ⅱ章 学校教育・社会教育における人権教育

- 1 学校教育における
基本的な考え方と現状
- 2 学校教育における推進
- 3 社会教育における
基本的な考え方と現状
- 4 社会教育における推進

第Ⅲ章 計画の推進

- 1 推進に係る考え方
- 2 計画の推進方策

【改訂】第4次(令和8年度)改訂版



第1章 計画の策定にあたって

- 1 人権をめぐる社会の取組
- 2 計画策定の趣旨
- 3 県の方針・計画との関連
- 4 計画の位置づけと対象期間

第2章 基本的な考え方

- 1 人権尊重の理念
- 2 人権をめぐる変化や動向
- 3 めざす姿
- 4 主な取組
- 5 目標指標
- 6 推進に係る考え方
- 7 実践的な人権教育の推進
- 8 人権教育推進計画の推進方策

第3章 主な取組

3-1 学校教育

- 1 人権教育の総合的な推進
- 2 組織的な人権教育推進体制
- 3 系統的な人権教育推進体制
- 4 人権教育の学び
- 5 学習活動の工夫
- 6 保護者との連携
- 7 教職員研修

3-2 社会教育

- 1 組織的な人権教育推進体制
- 2 人権に関する学び
- 3 職員研修、指導者研修
- 4 人権啓発
- 5 住民意識の把握と
地域の実態に応じた取組
- 6 社会教育における推進

県の諸計画
等の改定に
合わせて
**細分化・
連携強化**

改訂

第1章 計画の策定にあたって

1_人権をめぐる社会の取組

(1)国際社会の動き

- 1995 「人権教育のための国連10年」決議
- 2005 「人権教育のための世界プログラム」推進
- 2015 「持続可能な開発目標(SDGs)」採択

(2-1)国内の動き

- 1947 「日本国憲法」
- 1965 「同和対策審議会答申」⇒特別措置法へ
- 1997 「国連10年」国内行動計画
- 2000 「人権教育啓発推進法律」
- 2008 「人権教育の指導方法等の在り方について
〔第三次とりまとめ〕」
- 2016 いわゆる「差別解消三法」
 - (1) 「障害者差別解消法」
 - (2) 「ヘイトスピーチ解消法」
 - (3) 「部落差別解消推進法」

(2-2)国内の動き

人権に関する新たな法律等(第3次改訂以降)

- 2023 「こども基本法」
- 2023 「LGBT理解増進法」
- 2024 「障害者差別解消法」改正
- 2024 「人権教育の指導方法等の在り方について
〔第三次とりまとめ〕」の補足資料の改訂

(1) 新たな人権課題への対応

文部科学省が 「補足資料」 として改訂

- インターネット上の誹謗中傷
- 性的マイノリティーへの理解
- SDGsにおける人権
- ユニバーサルデザインの推進

(2) 改訂学習指導要領との連動

- 主体的・対話的で深い学び
- 社会に開かれた教育課程

(3) 教育現場での実践

- 2025 「情報流通プラットフォーム対処法」
- 2025 「人権教育・啓発に関する基本計画(第2次)」

第1章 計画の策定にあたって

1_人権をめぐる社会の取組

(3)大分県の動き(啓発および教育)

- 1965(昭和40)年、同和対策審議会答申後、本県における人権教育は「同和教育」という形で始まった
- 1976(昭和51)年、組織的に研究を進める(公社)大分県人権・部落差別解消教育研究協議会(現名称)が結成される。
- 2008(平成20)年、「第三次とりまとめ」や2016(平成28)年「差別解消三法」施行を受け、資料等を作成普及
- 2014(平成26)年、社会教育における連携を図るため、大分県社会人権教育・部落差別解消推進協議会(現名称)設置

2_計画の位置づけ

大分県長期総合計画
(安心・元気・未来創造ビジョン)2024～新しいおおいたの共創)

「安心」分野⑥「多様性を認め、互いに支え合う社会の構築」

「未来創造」分野⑤「変化の激しい社会を生き抜く力と意欲を育む「教育県大分」の創造

⇒人権施策の総合的推進方針

⇒教育部門の実施計画

大分県人権尊重施策基本方針
(第4次)

大分県長期教育計画
「教育県大分」創造プラン2025

第2章人権尊重施策の総合的な推進
1 人権啓発・教育の推進

基本目標1-2②「人権教育の推進」
基本目標5-1③「人権意識を高める学びの推進」

大分県人権教育推進計画(第4次)

第2章 基本的な考え方

1_人権尊重の理念

- 人権教育とは、「人権尊重の精神の涵養を目的とする教育活動」(人権教育及び人権啓発の推進に関する法律)
- 人権や人権擁護に関する基本的な知識を確実に学び、その内容と意義についての知的理解を徹底し、深化する
- 人権が持つ価値や重要性を直感的に感受し、それを共感的に受けとめるような感性や感覚、すなわち人権感覚を育成する

2_人権をめぐる変化や動向

1 人権をめぐる社会経済情勢の変化

- ①国際化 在留外国人数の増加。国内全域で国際化が進む
- ②情報化 SNSの登場・スマートフォンの普及等⇒情報の拡散力
インターネット上の人権侵害が深刻化
⇒被害者にも加害者にもならない
⇒「責任ある情報発信」の観点
- ③少子高齢化 超高齢社会への対応
- ④我が国における人権意識の変化

2 国際的潮流の動向

- ①人権教育のための世界計画等、
- ②「ビジネスと人権」に関する国際的要請の高まり
- ③いわゆる「複合差別」の観点

第2章 基本的な考え方

2_めざす姿

- ◇ 一人ひとりが自分の人権とともに他者の人権を守ろうとする意識・意欲を持ち、多様な人権課題の解決に向けた実践・行動ができる。
- ◇ 人権尊重の理念を十分に理解した指導者を育成し、その資質を高めることで人権に関する学習環境や研修体制が整えられている。

3_主な取組

(1) 学校教育における人権教育の推進

人権に関する**知的理解**と**人権感覚を基盤**として、自他の人権を擁護しようとする意識、意欲や態度を向上させ、**人権課題の解決に向かう実践力や行動力を育成**します。

(2) 社会教育における人権教育の推進

地域の実態に即した具体的な課題の把握を行い、**市町村や関係団体と連携**し、より多くの住民に対しての**学習機会の拡充**を図ります。

4_目標指標

指標名	参考値	目標値				
	R5 年度	R7 年度	R8 年度	R9 年度	R10 年度	
体験的参加型人権学習 を受講した児童生徒の 割合(%)	100	100	100	100	100	

第2章 基本的な考え方

5_推進にかかる考え方

○差別や人権侵害の共通する要因として、「**異質な存在**」(自分とは違う)とする見方や、「**無関心**」(自分には関係ない)等があります。

○我が国固有の人権課題である部落差別問題には、以下のような見方・考え方が要因となっている

- ◆ **偏見**・・・「**なんだか怖い**」
- ◆ **無知、無理解**・・・「**よく知らない**」
- ◆ **異質な存在**・・・「**自分とは違う**」
- ◆ **無関心**・・・「**自分には関係ない**」



部落差別に関するこれまでの学習を**基盤**とした 総合的な人権教育の推進

○差別や人権侵害の**要因を理解することが人権問題を深く考える力の出発点として有効**。部落差別に関するこれまでの学習の蓄積を生かし、**すべての人権問題について、問題解決の主体者の育成をめざします**。

※この考え方は狭い対象に限定した教育(それだけを教える)ということではありません₁₅₋

【参考】部落差別に関するこれまでの学習を**基盤**とした 総合的な人権教育の推進



第3章 主な取組

1_学校教育における推進

(1)人権教育推進体制

- 人権教育に係る校内推進体制の要である人権教育主任の指導力向上のため、県教委主催研修等の充実を図ります。
- 各地域の校種間の連携推進のために、校種を超えての連絡協議会や授業研究会を実施します。
- 各学校が人権教育に関する年間の取組の点検や見直しをするために、「公立学校人権教育実態調査」や「高校1年生部落差別に関する調査」等を行い、推進体制の一層の充実を図ります。

(2)人権教育の学び

- 「部落差別解消の推進に関する学校教育指導方針」に基づき、部落差別の解消に関わる取組を核とした人権教育を推進します。
- インターネット上の差別等、新たな事象への取組を推進します。
- 児童生徒が主体的に考え、議論する活動を通して、児童生徒が実感・納得する取組を推進します。

(3)教職員研修

- 学校等において、教職員研修を年間の研修計画の中に位置付け実施します。
- (公社)県人教や各地区研究会主催の研修、地域の人権啓発イベントへの積極的な参加を推進します。

2_社会教育における推進

(1)人権教育推進体制

- 県、各市町村、関係団体等との連携を強め、県内の社会教育における人権教育の推進に向けた取組を図ります。
- 各市町村や各地域における社会人権教育推進組織の構築・拡充と活動の充実に努めます。

(2)人権に関する学び

- 公民館等の社会教育施設で実施される人権学習講座等において、人権についての認識を深める学びの機会の拡充を図ります。
- 自治会や行政区ごとに行われる集会等において、人権に関する認識を深めるための学習を実施し、より多くの住民に学びの機会の提供に努めます。
- 地域で活動している社会教育関係団体や自主的に活動しているサークル等において、人権に関する認識を深めるための学習を実施し、地域のリーダーとして活動できる人材育成に努めます。

(3)住民意識の把握と地域の実態に応じた取組

- 首長部局との連携等、住民の人権意識調査を定期的を実施し、地域の実態を的確に把握するとともに、課題を明らかにし、差別の解消に向けた取組を推進します。